

令和4年度大淀町新型コロナウイルス感染症融資利用事業者支援金申請要領

【事業の概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している中、金融機関で新型コロナウイルス感染症関連の融資を受け、事業活動の継続に努める町内のがんばる中小企業・小規模企業に対し、支援金を交付します。

※中小企業とは、中小企業中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号までに規定するものをいう。また、小規模企業とは、小規模企業中小企業基本法第2条第5項に規定するものをいう。

【交付対象者及び交付額】

中小企業及び小規模企業 1事業者あたり10万円

【受付期間】

令和4年4月22日（金曜日）から令和5年2月15日（水曜日）まで

※郵送の場合は令和5年2月15日消印有効

【要件】

次の（1）～（3）の要件を全て満たすこと。

- （1）町内に本店等（個人事業主の方は主たる事業所）を有し、新型コロナウイルス感染症に関する下記の借入れを受けた中小企業者・個人事業主であること

<対象となる融資制度>

○民間金融機関

- ・セーフティネット保証付き融資
- ・危機関連保証付き融資
- ・奈良県 経営環境変化・災害対策資金

（信用保証決定のお知らせの制度欄に「県経環社会的」と記載があるもの）

○日本政策金融公庫

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナウイルス感染症マル経融資
- ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付
（新型コロナウイルス感染症対策衛経融資）
- ・衛生環境激変対策特別貸付

○商工組合中央金庫（商工中金）

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付

- (2) 法人にあつては役員、支配人及び支店又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。また、役員等が暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 以前に同名の支援金（令和2年度大淀町新型コロナウイルス感染症融資利用事業者支援金、令和3年度大淀町新型コロナウイルス感染症融資利用事業者支援金）の交付を受けていない事業所であること。

【申請に必要な書類等】

次の（1）～（5）の全ての書類等を大淀町商工会へ提出してください。申請に必要な様式については、大淀町ホームページからダウンロードしてください。申請書の印刷ができない方については、下記のお問い合わせ先までご連絡いただければ郵送いたします。

また、必要に応じて追加書類の提出及び説明をお願いすることがあります。なお、申請書類の返却は致しません。

- (1) 令和4年度大淀町新型コロナウイルス感染症融資利用事業者支援金申請書兼誓約書（様式第1号）
※必ず法人の代表者または、個人事業主本人が自署してください。
- (2) 対象となる融資制度の融資実行日が確認できる書類の写し
※返済予定表の写し、信用保証協会が発行する信用保証書等の写し、又は日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が発行する借用証書等の写しなど
※本証書等を紛失された方は、信用保証協会または日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫に再発行依頼、または本証書に代わる書類等の提示、作成をお願いすることとなります。詳しくは商工会までお問い合わせください。
- (3) 事業所の実在確認書類の写し
※法人の場合は商業登記簿謄本（履歴事項証明書の有効期限は発行日より3カ月）、個人事業主の場合は確定申告書など
※セーフティネット関連保証について、町に認定申請を行っている場合は添付の必要はありません。
- (4) 口座振替申出書（別紙）

(5) 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し (通帳 1 ページ目の見開き部分)

【提出方法】

下記提出先まで郵送してください。(簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送をお願いします。)

なお、窓口で提出する場合は、混雑が見込まれる時期をなるべく避けるため、あらかじめご連絡をお願いします。

【支援金の交付について】

申請書類を受理した後、その内容が適正と認められるときは、交付に関する通知を発送し、その後、指定口座に入金します。口座振込みまでの期日は、申請後 2 週間程度を予定しています。(年末の申請は、営業日の都合上 6 日ほど余分にかかることがあります。)

【支援金の返還】

支援金受領後に要件を満たさないことが判明した場合、その他不正の手段により支援金を受領した場合、申請者は、支援金を返還するとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金(支援金の額に年率 10.95 パーセントの割合で計算した額)を支払うこととなります。

また、支援金の返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年率 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければなりません。

【提出先、お問い合わせ先】

ご不明な点や、申請に必要な書類の郵送を希望される方につきましては、下記までお問い合わせください。

大淀町商工会 支援金事務局

住 所：大淀町下湊 906-1

電話番号：0747-52-9555

受付時間：平日 午前 9 時から午後 5 時まで

(土日・祝日・年末年始を除く)